

＜新・成牛舎の整備に関する要求水準＞

次のとおりアニマルウェルフェアに配慮して、必要な規模・機能を備えて整備してください。
なお、一部、管理運營業務における留意事項を含みます。

階数	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提案による。
延床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・乳牛の成牛を最低 10 頭は飼養可能な規模とすること。 ・本市の想定する延床面積は、堆肥化施設や日除け屋根を含めず 700 m²程度であり、不必要に面積を拡大しないよう留意すること。
構造・機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・構造は事業者の提案による。ただし、災害発生時においても見学者や職員・従業員等の安全が確保できる構造とし、非木造構造で整備する場合は、「市設建築物総合耐震設計基準」(名古屋市住宅都市局)に基づく分類において、構造体はⅢ類、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類の耐震性能を確保することとし、木造で整備する場合においても非木造構造と同様の耐震性能を確保すること。なお、構造の如何にかかわらず、20 年以上の耐用年数を確保する耐久性を備えるものとする。 ・柵や支柱等は、牛がぶつかっても耐えうる強度にすること。 ・日中、牛舎内に直射日光が入らないようにできる構造にすること。 ・牛舎内に雨が降り込みにくいよう、庇を設けること。 ・見学者動線、作業動線、搬出入動線等については、効率的な動線とすること。なお、飼料運搬と糞尿運搬の動線については、交差しないようにすること。 ・飼養スペース(牛房、通路、飼槽等)、ミルクングパーラー(乳処理・保管室、機械室等含む)、検査室、飼料室、分娩牛房、乾乳牛房、治療牛房、事務室、機械室、機材倉庫、資材室、見学エリアを確保すること。ただし、複数の機能を兼ねることも可とする。 ・分娩牛、乾乳牛、治療牛は、搾乳牛と隔離して飼養できる構造にすること。ただし、複数の機能を兼ねることも可とする。 ・職員・従業員等の出入口には、専用服への着替え・履物の履き替えを行うスペースを確保するとともに、履物の洗浄・消毒を行うことができる設備を設置すること。 ・分娩牛房及び治療牛房については、来園者から見えないようにできる構造にすること。 ・治療牛房については、牛舎内で起立不能になった牛をカウハンガーで吊り下げられる構造にすること。 ・見学エリア内には、酪農の学習教材の展示場所を設けること。 ・見学エリア内は、柱の角をとるなど見学者が怪我をしにくい構造にすること。 ・ミルクングパーラーでの搾乳の様子が見学可能な構造にすること。 ・見学エリアと牛の飼養エリアの間に隔壁を設ける等、粉塵等が見学エリアに舞いこまないような構造にすること。 ・搾乳牛の飼養スペースは、フリーストール構造とし、牛の飼養予定頭数×1.1 以上の数のストールを設置すること。 ・ストール後部の通路部分は、牛がすれ違える幅を確保すること。 ・牛の動線上には、可能な限り、牛の歩行の支障になる段差や溝を設けないようにするとともに、牛の飼養スペース内の柱の角をとるなど、可能な限り、牛が怪我しにくい構造にすること。 ・分娩牛房は、1 頭あたり 10 m²以上の面積を有すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の休息エリアは、1頭あたり 4.0 m²以上の面積を有すること。 ・放牧場への出入り口を確保すること。 ・搾乳牛の飼槽幅については、牛全頭が並ぶことができる幅を確保するとともに、牛房側にはステップを設けること。 ・飼槽餌面は平滑にし、清潔に保ちやすい構造にすること。 ・飼槽と牛床の高さについては、牛が無理のない姿勢で採食できるようにすること。 ・水槽は、飼槽に水が入ることのない位置に設置するとともに、十分な面積を確保し、新鮮な水がいつでも飲めるようにすること。 ・ミルクパーラーの入口には柵を設け、牛全頭を囲い込めるスペースを確保すること。 ・ミルクパーラーの出口は、牛がすれ違えない幅にすること。 ・牛舎の外部又は内部において、来園者が搾乳体験を行うことができるスペースを設けること。なお、外部に設ける場合は、日除けを整備すること。 ・蹄病防止のため、フットバスを設けること。 ・ネズミ等の小動物の侵入防止対策を講じること。 														
<p>設備・機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳牛、乾乳牛、分娩牛、治療牛を飼養・管理するうえで必要な設備・機器を要すること。 ・自主事業としてミルク工房にて乳製品加工販売を行う場合は、原則、牛舎からミルク工房へのパイプラインを設置すること。 ・搾乳機械設備・機器は更新すること（ただし、洗浄機2基については、令和2年度に更新したものであることから、移設設置することを可とする）。 ・牛の動線を考慮して、各設備・機器を設置すること。 ・牛を不断給餌できるシステムを構築すること。 ・凍結しない構造の給水設備とすること。 ・500L以上の貯水タンクを設置し、断水時には牛に給水できるようにすること。なお、設置場所については、新・成牛舎外であっても可とする。 ・牛床には、マットを設置すること。 ・通路には、溝をつけて牛が滑りにくい加工を行うかマットを設置すること。 ・十分な数・性能の暑熱対策設備（ファンやミスト等）を設置すること。 ・牛の飼養エリアには、十分な数の牛体ブラシを設置すること。 ・牛舎内に 80dB以上の断続的な騒音が生じることのないよう設備・機器を配置すること。 ・各諸室の機能等により、必要に応じて十分な性能をもった換気扇を備えること。 ・牛舎内照度は 70LUX 以上確保できるようにし、照度調整できるようにすること。 ・想定する設備・機器を以下に例示する。必要に応じて適宜設置すること。 <table border="1" data-bbox="443 1599 1394 2007"> <tr> <td>基本的な付帯設備</td> <td>手洗い設備、給水設備、給湯設備、排水設備、照明設備、換気・空調設備等</td> </tr> <tr> <td>換気・空調設備</td> <td>畜舎用換気扇、ミスト装置等</td> </tr> <tr> <td>給餌設備・機器</td> <td>飼料攪拌機（ミキサー）等</td> </tr> <tr> <td>給水設備・機器</td> <td>給水器、ウォーターカップ等</td> </tr> <tr> <td>搾乳・生乳処理</td> <td>搾乳ユニット、ミルクポンプ、洗浄機、バルククーラー等</td> </tr> <tr> <td>清掃設備・機器</td> <td>固液分離機、チェーンスクレーパー等</td> </tr> <tr> <td>その他の設備・機器</td> <td>牛床・通路マット、キュービクルデバイダー、カウマットレス、牛体ブラシ、フットバス、発電機等</td> </tr> </table>	基本的な付帯設備	手洗い設備、給水設備、給湯設備、排水設備、照明設備、換気・空調設備等	換気・空調設備	畜舎用換気扇、ミスト装置等	給餌設備・機器	飼料攪拌機（ミキサー）等	給水設備・機器	給水器、ウォーターカップ等	搾乳・生乳処理	搾乳ユニット、ミルクポンプ、洗浄機、バルククーラー等	清掃設備・機器	固液分離機、チェーンスクレーパー等	その他の設備・機器	牛床・通路マット、キュービクルデバイダー、カウマットレス、牛体ブラシ、フットバス、発電機等
基本的な付帯設備	手洗い設備、給水設備、給湯設備、排水設備、照明設備、換気・空調設備等														
換気・空調設備	畜舎用換気扇、ミスト装置等														
給餌設備・機器	飼料攪拌機（ミキサー）等														
給水設備・機器	給水器、ウォーターカップ等														
搾乳・生乳処理	搾乳ユニット、ミルクポンプ、洗浄機、バルククーラー等														
清掃設備・機器	固液分離機、チェーンスクレーパー等														
その他の設備・機器	牛床・通路マット、キュービクルデバイダー、カウマットレス、牛体ブラシ、フットバス、発電機等														